

令和2年度 土木工事標準積算基準書 新旧対照表

単価適用年月日：令和3年4月1日まで

単価適用年月日：令和3年5月1日以降

工種区分	工 種 内 容	
舗装工事	舗装の新設、修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く	
共同溝等工事	(1)	共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事
	(2)	共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事
トンネル工事	トンネルに関する工事において、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本工事を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く	
砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事において、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事	
道路維持工事	道路において、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 ^{※1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 3. 道路標識 ^{※1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{※1} 、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用	
河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)において、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事	
下水道工事	(1)	下水道に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事
	(2)	下水道に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事
	(3)	下水道に関する工事において、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事において、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事	
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事	
フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事	
電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事	
情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)	

工種区分	工 種 内 容	
舗装工事	舗装の新設、修繕工事において、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く	
共同溝等工事	(1)	共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事
	(2)	共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事
トンネル工事	トンネルに関する工事において、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本工事を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く	
砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事において、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事	
道路維持工事	道路において、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 ^{※1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 3. 道路標識 ^{※1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{※1} 、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用	
河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)において、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事	
下水道工事	(1)	下水道に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事
	(2)	下水道に関する工事において、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事
	(3)	下水道に関する工事において、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事
	(4)	下水道に関する工事において、次に掲げる工事 下水道の更生工法工事
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事において、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日陰棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事	
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事	
フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事	
電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事	
情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)	



令和2年度 土木工事標準積算基準書 新旧対照表

単価適用年月日：令和3年4月1日まで

単価適用年月日：令和3年5月1日以降

別表第1
共通仮設費率
第1表

工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77
河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45
海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24
道路改良工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83
鋼橋架設工事		38.36	10,668.4	-0.3606	6.06
P C 橋工事		27.04	1,636.8	-0.2629	7.05
舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92
砂防・地すべり等工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49
公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62
電線共同溝工事		9.96	40.0	-0.0891	6.31
情報ボックス工事		18.93	494.9	-0.2091	6.50

第2表

工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
橋梁保全工事		27.32	7,050.2	-0.3558	6.79

第3表

工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		23.94	4,118.1	-0.3548	5.97
河川維持工事		9.05	26.8	-0.0748	6.76

別表第1
共通仮設費率
第1表

工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
河川工事		12.53	238.6	-0.1888	4.77
河川・道路構造物工事		20.77	1,228.3	-0.2614	5.45
海岸工事		13.08	407.9	-0.2204	4.24
道路改良工事		12.78	57.0	-0.0958	7.83
鋼橋架設工事		38.36	10,668.4	-0.3606	6.06
P C 橋工事		27.04	1,636.8	-0.2629	7.05
舗装工事		17.09	435.1	-0.2074	5.92
砂防・地すべり等工事		15.19	624.5	-0.2381	4.49
公園工事		10.80	48.0	-0.0956	6.62
電線共同溝工事		9.96	40.0	-0.0891	6.31
情報ボックス工事		18.93	494.9	-0.2091	6.50
下水道(4)工事		10.24	330.0	-0.2225	3.28

第2表

工種区分	対象額 適用区分	600万円以下	600万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
橋梁保全工事		27.32	7,050.2	-0.3558	6.79

第3表

工種区分	対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		23.94	4,118.1	-0.3548	5.97
河川維持工事		9.05	26.8	-0.0748	6.76

令和2年度 土木工事標準積算基準書 新旧対照表

単価適用年月日：令和3年4月1日まで

第4表

工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34

第5表

工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
コンクリートダム		12.29	105.2	-0.1100	9.02
フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88

(3) 算定式

$$K_r = A \cdot P^b$$

K_r : 共通仮設費率(%)

P : 対象額(円)

A・b : 変数値

- 注) 1. K_r の値は、小数第3位を四捨五入して、第2位とする。
 2. 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

単価適用年月日：令和3年5月1日以降

第4表

工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	8.86	68.3	-0.1267	4.53
	(2)	13.79	92.5	-0.1181	7.37
トンネル工事		28.71	4,164.9	-0.3088	5.59
下水道工事	(1)	12.85	422.4	-0.2167	4.08
	(2)	13.32	485.4	-0.2231	4.08
	(3)	7.64	13.5	-0.0353	6.34

第5表

工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		下記の率とする	(3)の算定式により算出された率とする。変数値は下記による		下記の率とする
			A	b	
コンクリートダム		13.77	3,064.8	-0.2769	6.32
フィルダム		7.57	43.7	-0.0898	5.88

(3) 算定式

$$K_r = A \cdot P^b$$

K_r : 共通仮設費率(%)

P : 対象額(円)

A・b : 変数値

- 注) 1. K_r の値は、小数第3位を四捨五入して、第2位とする。
 2. 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

令和2年度 土木工事標準積算基準書 新旧対照表

単価適用年月日：令和3年4月1日まで

単価適用年月日：令和3年5月1日以降

- ロ) 緊急工事の場合
緊急工事は2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。
- 2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算
イ) 施工地域が次表の適用条件に該当する場合、別表第2（第1表～第4表）の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

- ロ) 緊急工事の場合
緊急工事は2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。
- 2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算
イ) 施工地域が次表の適用条件に該当する場合、別表第2（第1表～第4表）の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

表-3 地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
市街地 (DID補正)	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (1)	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (2)	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地 (DID補正)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2
一般交通影響有り (1)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3
一般交通影響有り (2)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km2以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

表-3 地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
市街地 (DID補正)	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (1)	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (2)	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	4
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地 (DID補正)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5
一般交通影響有り (1)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3
	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)			
	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)			
	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)			
市街地 (DID補正)	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	6

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km2以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

令和2年度 土木工事標準積算基準書 新旧対照表

単価適用年月日：令和3年4月1日まで

単価適用年月日：令和3年5月1日以降

別表第2
第1表

現場管理費率

工種区分 対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
河川工事	43.43	1276.7	-0.2145	14.98
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82
道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05
P C橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69
砂防・地すべり等工事	45.75	1370.6	-0.2157	15.69
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28
電線共同溝工事	60.36	2408.8	-0.2339	18.91
情報ボックス工事	54.04	1692.0	-0.2185	18.28

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分 対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
橋梁保全工事	64.97	1623.7	-0.2042	30.16

第3表

工種区分 対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81
河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81

別表第2
第1表

現場管理費率

工種区分 対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする	(2)の算定式より算出された率とする。変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
河川工事	43.43	1276.7	-0.2145	14.98
河川・道路構造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82
道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05
P C橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69
砂防・地すべり等工事	45.75	1370.6	-0.2157	15.69
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28
電線共同溝工事	60.36	2408.8	-0.2339	18.91
情報ボックス工事	54.04	1692.0	-0.2185	18.28
下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分 対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
橋梁保全工事	64.97	1623.7	-0.2042	30.16

第3表

工種区分 対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81
河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81

令和2年度 土木工事標準積算基準書 新旧対照表

単価適用年月日：令和3年4月1日まで

第4表

工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66

第5表

工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
コンクリートダム		22.92	333.0	-0.1371	15.59
フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24

(2) 算定式

$$J_o = A \cdot N p^b$$

J_o：現場管理费率 (%)

N_p：純工事費 (円)

A, b：変数値

(注) 1. J_oの値は、小数第3位を四捨五入して、第2位とする

2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

単価適用年月日：令和3年5月1日以降

第4表

工種区分	対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66

第5表

工種区分	対象額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
コンクリートダム		30.41	41.0	-0.0153	29.13
フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24

(2) 算定式

$$J_o = A \cdot N p^b$$

J_o：現場管理费率 (%)

N_p：純工事費 (円)

A, b：変数値

(注) 1. J_oの値は、小数第3位を四捨五入して、第2位とする

2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。